別表 1

一般飲料水(食品関係営業者)水質試験検査の実施内容

検査頻度	1年以内ごとに1回必須検査項目を実施すること。 5年以内ごとに1回別表2の検査項目を実施すること。					
必須検査項目	 外観 ・ 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 定量 ・ 塩素イオン 定量 ・ 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 定量 ・ p H値 ・ 一般細菌 ・ 大腸菌群 					
選択検査項目	 水源付近の環境汚染及び土壌の特質から判断して、別表2から必要と認められた検査項目を選択すること。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1ートリクロロエタンによる汚染がある場合は、必ずこの項目を選択すること。 					
その他	新規営業開始時にあたっては別表2の検査項目を実施すること。別に規格基準の定めがあるものについては、別途必要な検査を実施すること。有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)については、有機物(全有機炭素(TOC)の量、3 mg/0以下)に代えてもよい。					

別表 2

「食品製造用水」

番号	項目名	基準値	番号	項目名	基準値
1	一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が100以下	14	鉄	0.3mg/0以下
2	大腸菌群	検出されないこと	15	マンガン	0.3mg/0以下
3	シアン	0.01mg/Q以下	16	亜鉛	1.0mg/ℓ以下
4	水銀	0.0005mg/l以下	17	カルシウム、マ グ ネ シ ウ ム 等 (硬度)	300mg/ℓ以下
5	鉛	0.1mg/Q以下	18	蒸発残留物	500mg/0以下
6	六価クロム	0.05mg/ℓ以下	19	フェノール類	0.005mg/ℓ以下
7	カドミウム	0.01mg/0以下	20	陰イオン界面活 性剤	0.5mg/Q以下
8	ヒ素	0.05mg/ℓ以下	21	pH 値	5.8以上8.6以下
9	フッ素	0.8mg/l以下	22	臭気	異常でないこと
10	硝酸性窒素及 び亜硝酸性窒 素	10mg/0以下	23	味	異常でないこと
11	塩素イオン	200mg/Q以下	24	色度	5 度以下
12	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10mg/0以下	25	濁度	2 度以下
13	銅	1.0mg/Q以下	26	有機リン	0.1 mg/Q以下